

# 愛媛県議会太平洋新国土軸建設促進議員連盟規約

第1条 本連盟は、「愛媛県議会太平洋新国土軸建設促進議員連盟」と称する。

第2条 本連盟は、太平洋新国土軸の早期完成を促進し、本県産業経済の飛躍的な発展に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国会並びに主務官庁等への陳情、連絡
- (2) 広く県民運動として盛り上げるための啓蒙宣伝活動
- (3) その他、促進のために必要な関係機関との連絡会議の開催及び現地調査

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
事務局長	1名	理事	若干名
監事	2名		

- 2 会長は愛媛県議会議長の職にある者を、事務局長は愛媛県議会副議長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長及び理事は、会員のうちから総会において選任する。
- 4 監事は、監査委員の職にある会員をもって充てる。

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し、総会、臨時総会及び理事会の議長となる。会長に事故のあるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成して会務を担当するとともに、本連盟の運営に当たる。
- 6 監事は、本連盟の会計を監査する。

第7条 会長は、理事会に諮り顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、または意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会

- (2) 理事会
- (3) 監事会

第9条 総会は、会長が招集し毎年1回開く。

- 2 臨時総会は、理事会の決定または会員の4分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を開かなければならぬ。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたときを開く。理事の3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならぬ。
- 4 監事會は、監事の要求によって開く。

第10条 本連盟の各機関の會議は、原則として出席會員全員の同意をもって議事を決定する。

第11条 本連盟の所要経費は、會員の会費並びに寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を経なければならない。

第12条 本連盟の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第13条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

第14条 本規約は、総会において改正することができる。

#### 附 則

本規約は、平成4年10月2日から施行する。

#### 附 則

本規約は、平成6年9月5日から施行する。

#### 附 則

本規約は、平成11年7月2日から施行する。

#### 附 則

本規約は、平成23年7月7日から施行する。

#### 附 則

本規約は、令和元年6月18日から施行する。